

下野市高年齢者保健福祉計画を策定しました その②

4月号に引続き、5月号では介護保険についてお知らせします。

第1号被保険者の介護保険料改正

介護保険制度では、介護保険で受けるサービスの費用の一部を介護保険料によってまかなっています。保険料は3年ごとに見直しをすることになっており、本計画期間（平成24年度から平成26年度）の保険料を次のように設定しました。

保険料は、本人の所得に応じて段階別に設定され、平成24年度からは、保険料負担の段階区分を7段階から8段階に変更しました。また、保険料の軽減についても現行第4段階の継続ほか、第3段階でも新たに軽減を設け、負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料負担段階を設定しました。

【段階別の保険料率と保険料額】

(単位：円)

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料額（年額）	
		基準額×負担率	23年度	24~26年度
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額×0.50	22,800	27,000
第2段階	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円未満	基準額×0.50	22,800	27,000
第3段階	特例 市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以上120万円未満	基準額×0.65	—	35,100
	市民税非課税世帯かつ本人の課税年金収入+合計所得金額が120万円以上	基準額×0.75	34,200	40,500
第4段階	特例 本人が市民税非課税であり、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.85	38,700	45,900
	上記以外で本人が市民税非課税	基準額×1.00	45,600 月額3,800	54,000 月額4,500
第5段階	本人が市民税課税で合計所得が125万円未満	基準額×1.15	52,400	62,100
第6段階	本人が市民税課税で合計所得が125万円以上200万円未満	基準額×1.25	57,000	67,500
第7段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	68,400	81,000
第8段階	本人が市民税課税で合計所得が300万円以上	基準額×1.60	—	86,400